

社会福祉法人くすのき会 役員報酬規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人くすのき会（以下「この法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週5回以上勤務する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | | |
|-----------|----|------------|
| (1)常勤理事 | 報酬 | (退職慰労金を含む) |
| (2)非常勤の役員 | 報酬 | |
| (3)評議員 | 報酬 | |

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表 1 に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間 6,000,000 円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間 300,000 円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の報酬月額及び退職慰労金は、別表 2 に定める額とする。
- 6 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事報酬別表 2 のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 非常勤役員に対する報酬は、別表 3 に定める額とする。
- 8 計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準じる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 常勤役員の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、その都度支払う。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、これにより難しい場合は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

附則

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

(1) 評議員会への出席	10,000円/日額
(2) 上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円/日額

別表 2 (常勤理事等役員の報酬)

(1) 理事長	300,000円/月額
(2) 理事(業務執行理事を含む)	200,000円/月額
(3) 退職慰労金	最終報酬月額×(在任月数÷12)×10%

別表 3 (非常勤理事等役員の報酬)

(1) 理事長	
基本報酬	100,000円/月額
業務のための出勤	12,500円/日額
ただし、常勤理事長の月額報酬を超えないこと	
(2) 理事(業務執行理事)	
基本報酬	40,000円/月額
業務のための出勤	10,000円/日額
ただし、常勤理事の月額報酬を超えないこと	
(3) 理事(業務執行理事除く)	
業務のための出勤(会議出席を含む)	10,000円/日額

(4) 監事

監事監査への出席	20,000円/日額
理事会、評議員会への出席	10,000円/日額
上記の他、業務のための出勤	10,000円/日額